

豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症混合（アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準の豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症混合（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.3、3.3.6、3.3.7 及び 3.3.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。